

特別支援教育に関する基礎資料

特別支援教育の歴史

- ・昭和22年－学校教育法制定(盲・聾・養護学校、小・中学校の特殊学級 → 制度化)
- ・昭和23年－盲・聾学校 就学義務化
- ・昭和54年－養護学校 就学義務化(及び訪問教育の本格実施)
- ・平成 5年－「通級による指導」制度化
- ・平成14年－就学制度改正(「認定就学」制度化等)
- ・平成17年－発達障害者支援法制定
- ・平成18年－LD、ADHDも通級の対象(※併せて自閉症を明記)
- ・平成19年－特別支援教育の本格的実施(「特殊教育」から「特別支援教育」へ)
→特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換。盲・聾・養護学校から特別支援学校、特別支援学校のセンター的機能、小中学校等における特別支援教育 など
- ・平成19年－障害者権利条約署名(インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮など)
- ・平成21年－特別支援学級の対象に自閉症を明記
- ・平成23年－障害者基本法改正(障害者権利条約への対応(十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮、本人・保護者の意向を可能な限り尊重など))
- ・平成24年－中教審報告初中分科会報告(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 → 就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、多様な学びの場の整備、教職員の専門性向上 など)
- ・平成25年－障害者差別解消法制定(合理的配慮提供の法的義務など(施行日:一部を除きH28.4))
－就学制度改正(「認定就学」制度廃止、総合的判断(本人・保護者の意向を可能な限り尊重) など)
- ・平成26年－障害者権利条約批准

特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

(※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成28年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 999万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H18年比で1.3倍

0.71%
(約7万1千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H18年比で2.1倍

2.18%
(約21万8千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人) ※平成27年5月1日現在

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H18年比で2.4倍

0.98%
(約9万8千人)

3.88%
(約38万7千人)

増加傾向

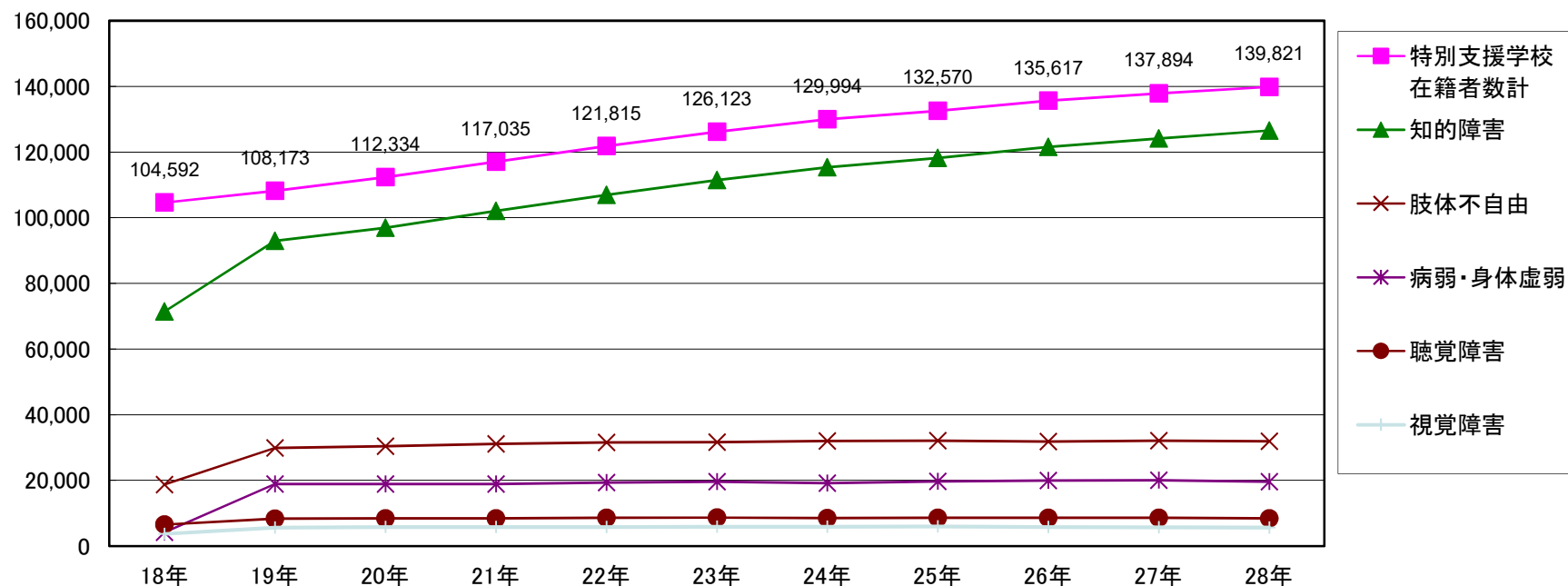
発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度*の在籍率
※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,400人(うち通級：約340人))

特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成28年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	120	761	349	149	1,125
在籍者数	5,587	8,425	126,541	31,889	19,559	139,821

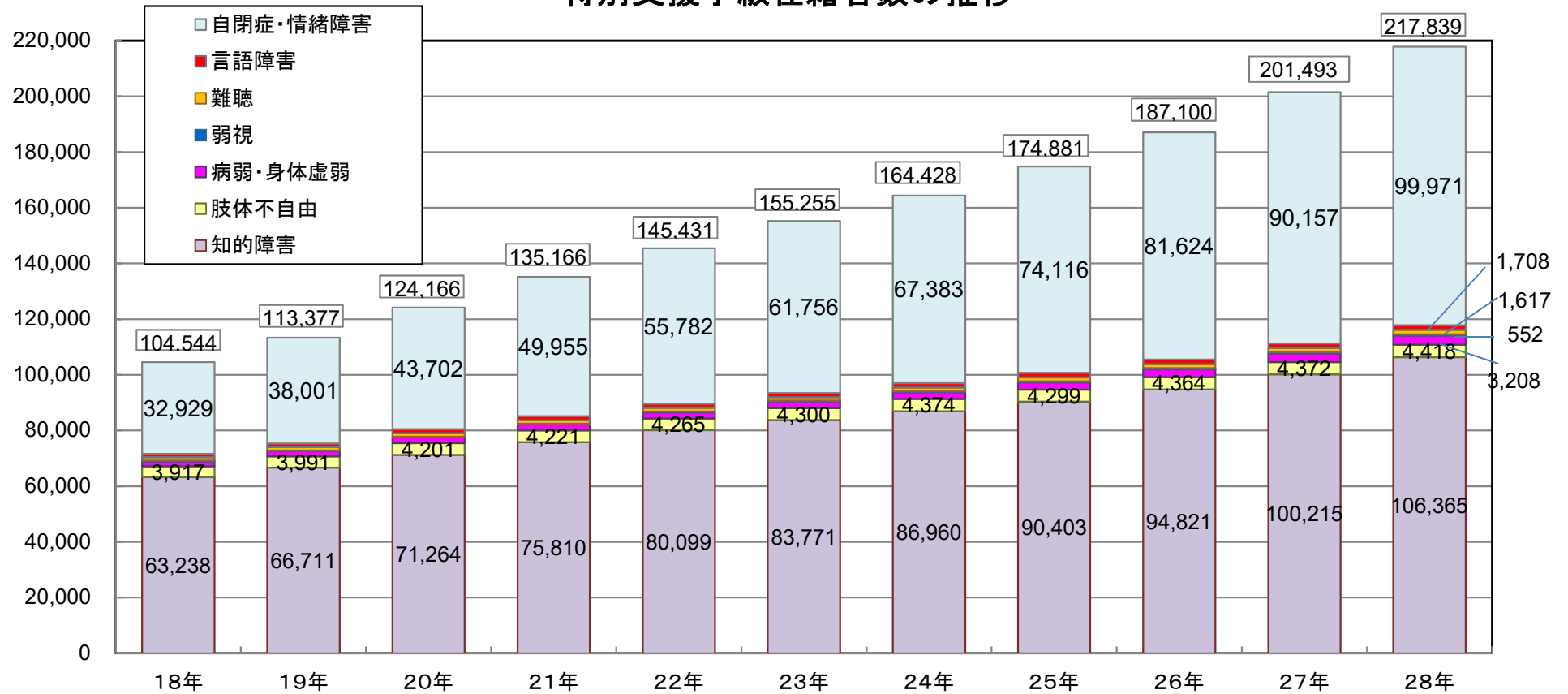
※注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成28年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

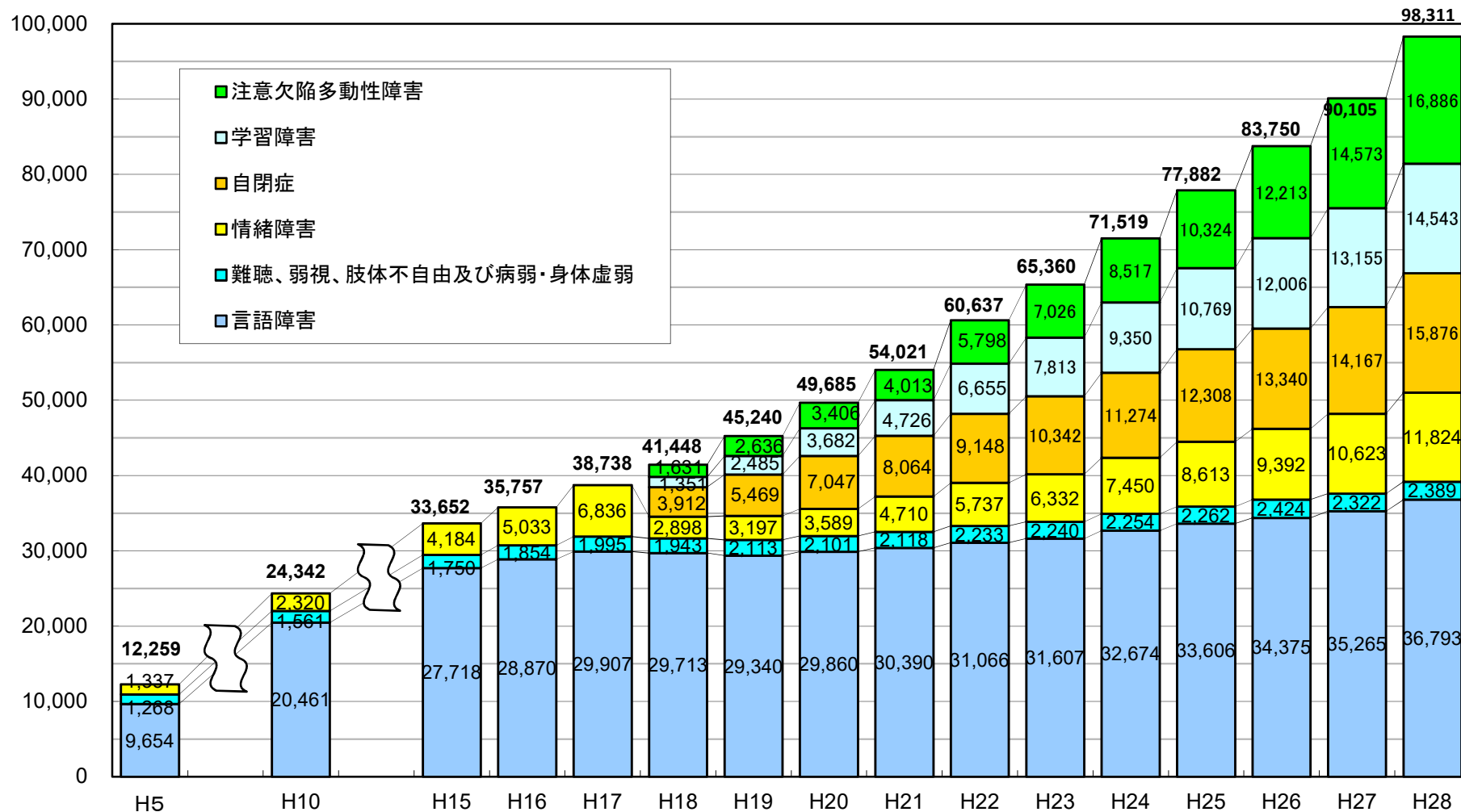
特別支援学級在籍者数の推移



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	26,136	2,918	1,917	470	1,057	621	24,109	57,228
在籍者数	106,365	4,418	3,208	552	1,617	1,708	99,971	217,839

特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成28年5月1日現在)～

通級による指導を受けている児童生徒数の推移
(障害種別／公立小・中学校合計)

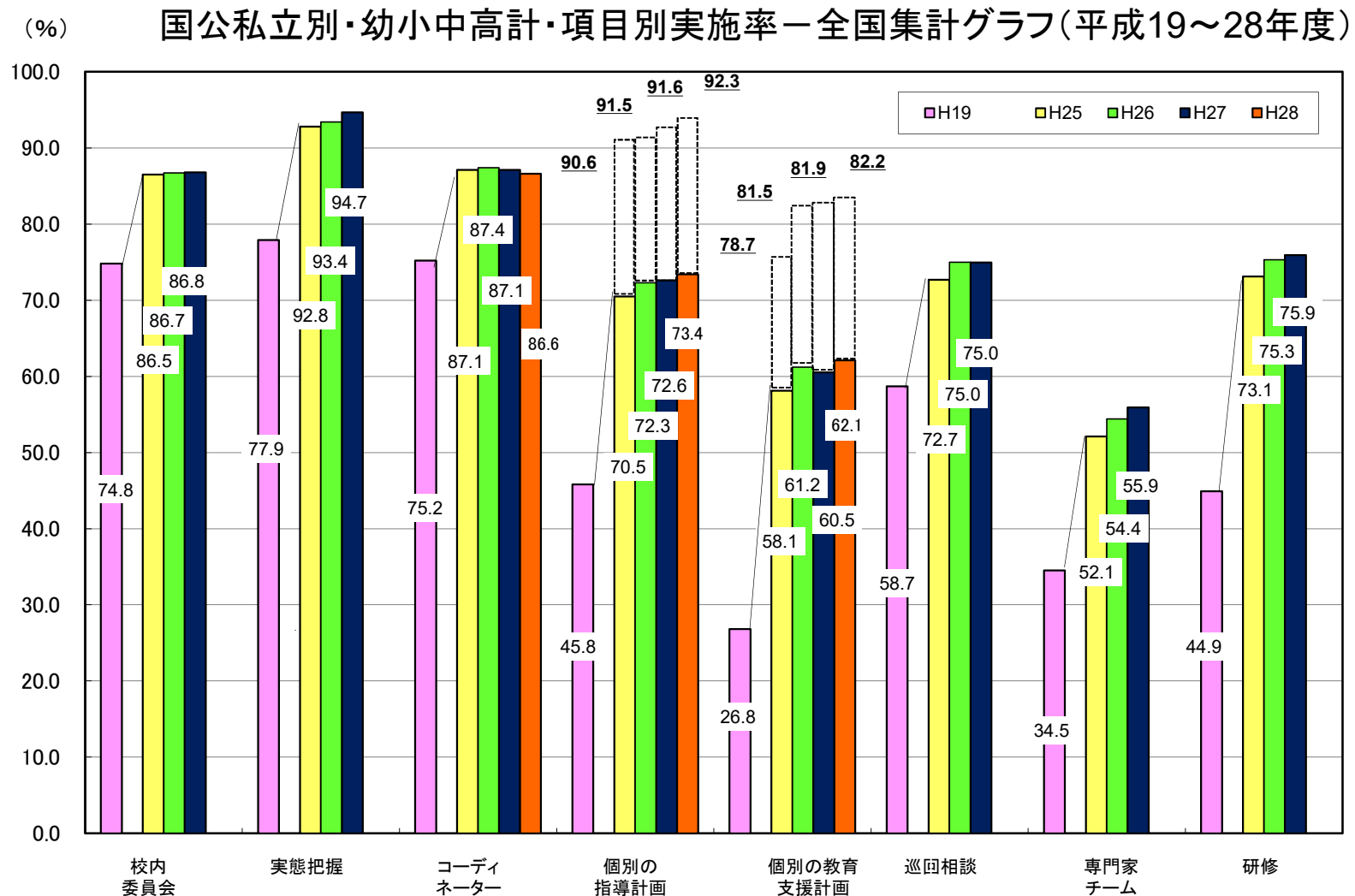


※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

幼稚園、小中学校、高等学校の状況

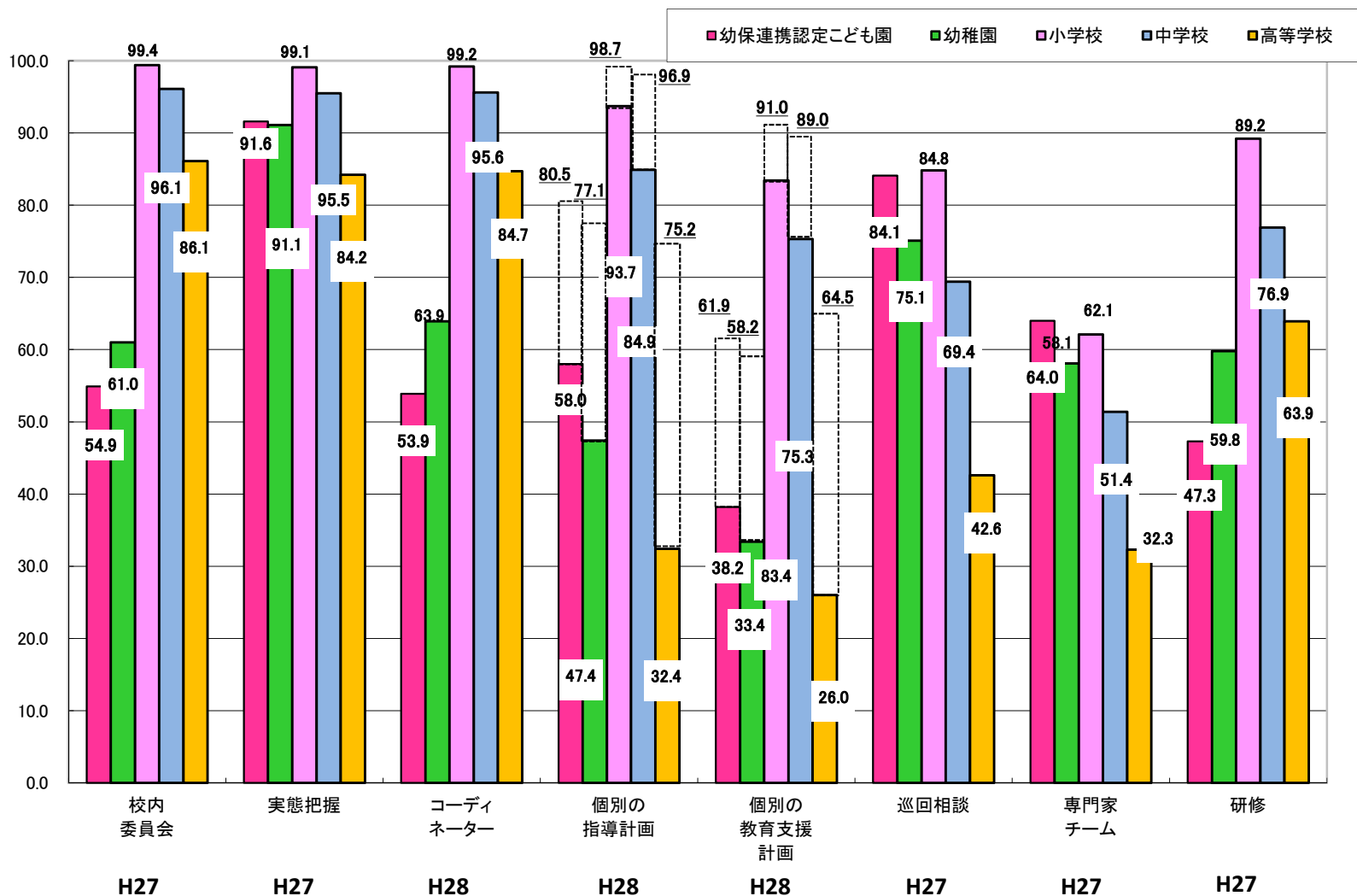
●全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。



特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題である。

国公立計・学校種別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成27, 28年度)



※下線のある数値(点線上部又は横に明示)は、個別の指導計画または教育支援計画の作成を必要とする、児童生徒を有する学校のみを対象とした場合の作成状況(率)を示す。